

大津市の垂直積雪量

大津市建築基準法等施行細則昭和47年規則第7号

(積雪の単位重量及び積雪量)

第10条の4 令第86条第2項ただし書の規定により規則で定める多雪区域は、垂直積雪量が1メートル以上の区域とし、その区域について定める積雪の単位重量は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき、30ニュートン以上とする。

2 令第86条第3項の規定により規則で定める垂直積雪量の数値は、別表のとおりとする。

別表（第10条の4関係）

区域		垂直積雪量の下限
北小松、南小松、北比良、南比良、大物、荒川、木戸、八屋戸、南船路、伊香立上在地町、伊香立北在地町、伊香立上龍華町及び伊香立途中町	敷地の標準的な標高が500メートル以下の区域	0.75メートル
	敷地の標準的な標高が500メートルを超える区域	多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件（平成12年建設省告示第1455号）第2に掲げる式により算定した数値（小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り上げた数値。以下「告示式数値」という。）
和邇北浜及び栗原	敷地の標準的な標高が500メートル以下の区域	0.5メートル
	敷地の標準的な標高が500メートルを超える区域	告示式数値

和邇中浜、和邇高城、和邇中、和邇南浜、和邇春日一丁目、和邇春日二丁目、和邇春日三丁目、和邇今宿、小野、水明一丁目、水明二丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、湖青一丁目、湖青二丁目、山百合の丘、伊香立向在地町、伊香立生津町、伊香立下在地町、伊香立南庄町、伊香立下龍華町、真野六丁目、真野普門一丁目、真野普門二丁目、真野普門三丁目、真野普門町、真野佐川町、真野大野一丁目、真野大野二丁目、向陽町、美空町、花園町、清風町、陽明町、緑町及び清和町		0. 5メートル
葛川坂下町、葛川木戸口町、葛川中村町、葛川坊村町、葛川町	敷地の標準的な標高が500メートル以下の区域	1. 5メートル
居町、葛川梅ノ木町、葛川貫井町及び葛川細川町	敷地の標準的な標高が500メートルを超える区域	告示式数値
上記以外の地域		0. 3メートル

備考 敷地が2以上の区域にわたる場合にあっては、その垂直積雪量の下限は当該敷地中において最も高い垂直積雪量の下限を規定する区域の数値とする